株式会社アミックスコム契約約款 新旧対照表

変更日：2026 年 10 月 20 日

対象約款	項目	旧（旧約款）	新（新約款）	変更内容・備考
テレビサービス契約約款	**第 24 条（料金の支払い方法）**	（第 1 項、第 2 項のみ）	**第 3 項** 加入者が紙媒体による請求書または明細書の発行及び郵送を希望する場合、加入者は別表 1 に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。 **第 4 項** 前項のほか、口座振替の不能、クレジットカード情報の不備もしくは決済不能その他の理由により、当社が加入者に対し紙媒体による請求書、または督促状等を発行・送付した場合、加入者は別表 1 に定める発行手数料を当社に支払うものとします。	請求書・明細書・督促状等の紙媒体発行手数料に関する規定（第 3 項・第 4 項）を追加
インターネットサービス契約約款	**第 24 条（料金の支払方法）**	（第 1 項、第 2 項のみ）	**第 3 項** 加入者が紙媒体による請求書または明細書の発行及び郵送を希望する場合、加入者は別表 1 に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。 **第 4 項** 前項のほか、口座振替の不能、クレジットカード情報の不備もしくは決済不能その他の理由により、当社が加入者に対し紙媒体による請求書、または督促状等を発行・送付した場合、加入者は別表 1 に定める発行手数料を当社に支払うものとします。	請求書・明細書・督促状等の紙媒体発行手数料に関する規定（第 3 項・第 4 項）を追加
光ＩＰでんわサービス契約約款	**第 35 条（料金の支払方法）**	（第 1 項、第 2 項のみ）	**第 3 項** 加入者が紙媒体による請求書または明細書の発行及び郵送を希望する場合、加入者は別表 1 に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。 **第 4 項** 前項のほか、口座振替の不能、クレジットカード情報の不備もしくは決済不能その他の理由により、当社が加入者に対し紙媒体による請求書、または督促状等を発行・送付した場合、加入者は別表 1 に定める発行手数料を当社に支払うものとします。	請求書・明細書・督促状等の紙媒体発行手数料に関する規定（第 3 項・第 4 項）を追加

別表 1（恵那市内向けサービス）

項目	旧（旧約款）	新（新約款）	変更内容・備考
（1）　基本サービス	（項目なし）	**アミでんわ** 月額：1,969 円 サービス内容：光 IP でんわのみ（通話料は含まれておりません）［※3］［※5］	基本サービスに「アミでんわ」を追加
（1）　基本サービス 脚注	（脚注［※4］まで）	**［※5］** プラン変更時のみお申込みいただけるサービスとなります。インターネットを利用したでんわサービスとなるため、利用料金には通信機器のレンタル費用が含まれます。	「アミでんわ」に関する注釈［※5］を追加
（1）　付加サービス	（項目なし）	**その他** ・詐欺バスター 個人プラン Plus（月額：550 円） ・詐欺バスター ファミリー3 台プラン Plus（月額：825 円）	付加サービスに「その他（詐欺バスター）」を追加
（6）その他の手数料	（項目なし）	**（6）その他の手数料** ・登録確認書再発行手数料：330 円 ・請求書等発行手数料：440 円	各種手数料の規定項目（6）を新設追加

別表 1（輪之内町内向けサービス）

項目	旧（旧約款）	新（新約款）	変更内容・備考
(1)　基本サービス	（項目なし）	**アミでんわ** 月額：1,969 円 サービス内容：光 IP でんわのみ（通話料は含まれておりません）［※3］［※5］	基本サービスに「アミでんわ」を追加
(1)　基本サービス 脚注	（脚注［※4］まで）	**［※5］** プラン変更時のみお申込みいただけるサービスとなります。インターネットを利用したでんわサービスとなるため、利用料金には通信機器のレンタル費用が含まれます。	「アミでんわ」に関する注釈［※5］を追加
(1)　付加サービス	（項目なし）	**その他** ・詐欺バスター 個人プラン Plus（月額：550 円） ・詐欺バスター ファミリー3 台プラン Plus（月額：825 円）	付加サービスに「その他（詐欺バスター）」を追加
(1)　付加サービス 脚注	［※1］1 契約でデバイス 3 台まで利用可能です。	［※2］1 契約でデバイス 3 台まで利用可能です。	PC プロテクションサービスの注釈番号の表記修正（※1 → ※2）
(6) その他の手数料	（項目なし）	**(6) その他の手数料** ・登録確認書再発行手数料：330 円 ・請求書等発行手数料：440 円	各種手数料の規定項目（6）を新設追加